

表 5

電気通信術の科目合格者に対する免除

下表の左欄に掲げる国家試験において電気通信術の試験に合格点を得た者が当該電気通信術の試験の行われた月の翌月の初めから起算して3年以内に実施される下表の右欄に掲げる資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該電気通信術の試験を免除します。

電気通信術の試験に合格した資格	受験する資格
第一級総合無線通信士	第一級総合無線通信士
	第二級総合無線通信士
	第三級総合無線通信士
	第一級海上無線通信士
	第二級海上無線通信士
	第三級海上無線通信士
	航空無線通信士
第二級総合無線通信士	第二級総合無線通信士
	第三級総合無線通信士
	航空無線通信士
第三級総合無線通信士	第三級総合無線通信士
第一級海上無線通信士、 第二級海上無線通信士 又は第三級海上無線通信士	第一級海上無線通信士
	第二級海上無線通信士
	第三級海上無線通信士
航空無線通信士	航空無線通信士